

被災した農業集落排水施設の復旧支援

平成23年6月6日
農 林 水 産 省

1. 被災状況

- (1) 被災箇所数は11県で402地区、被害金額は約605億円、被災地区人口は約27万7千人（いずれも5月18日時点）。
- (2) 今回の震災では、内陸部においては地震動により液状化現象が発生し、マンホールの浮上及び管路が多数被災しているのが特徴的である。
また沿岸部においては、津波により対象家屋及び処理施設に壊滅的な被害が生じている地区もあり、これらの地区では部分的な復旧ではなく、集落移転等も踏まえて、地区計画自体を見直す必要が生じている。

2. 復旧状況

(1) 仮復旧の状況

- ① 県、市町村及び関係団体と連携して、市町村からの支援要請や施設の被災に関する技術相談に対応し、5月18日時点で、被災地人口約27万7千人のうち、約95%の約26万6千人は既に応急的な対応を終えている。

〔 応急的な対応例：バキュームによるくみ取り、仮設トイレの設置、迂回管路の設置等 〕

なお、被災地各県からの支援要請を受け、10市町2団体から155名の技術者を応急復旧等に派遣している。

- ② 残りの約5%、対象人口約1万1千人は、宮城県の1地区733人を除き、宮城県の津波被災地や福島第一原発近傍で、地域住民の避難が継続中の地区であり、当面、集落排水施設の利用が見込まれない地区である。

したがって、実質的に被災地域の集落排水施設は概ね仮復旧を終えている状況にある。

※宮城県の1地区は、津波被害による管路の被災が激しく、一部は仮復旧しているが、現在、全面的な仮復旧に向けて作業中。

(2) 全面復旧に向けた取組

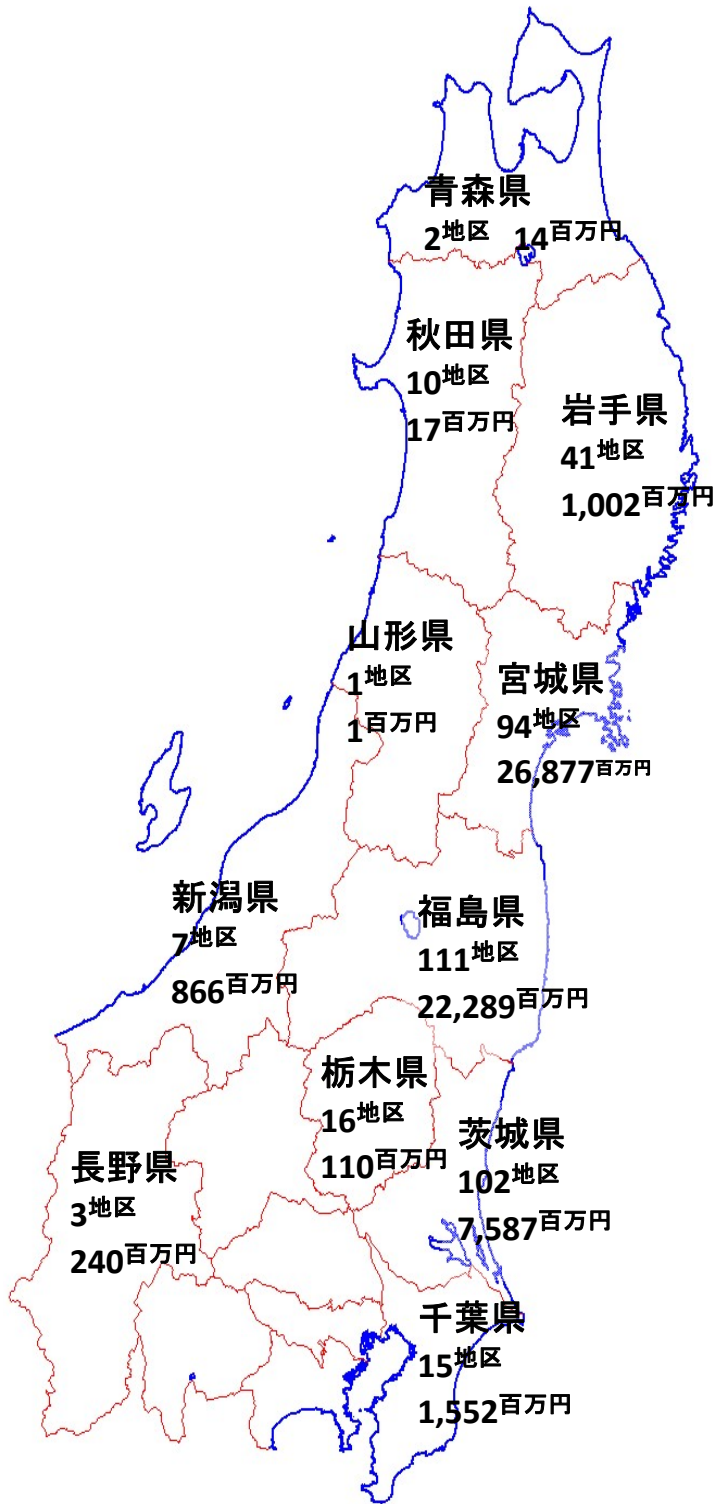
- ① 第一次補正予算において、施設復旧のための予算を確保したところであり、市町村からの支援要請や施設の被災に関する技術相談に対応するとともに「査定前着工制度」を活用しつつ、鋭意、施設の復旧を進めているところ。

査定前着工済みの地区	47地区
査定前着工準備中の地区	61地区

- ② 特に、処理施設自体が被災し、この夏に向けて悪臭や水質悪化が懸念される4地区については、本格復旧を急ぎ対応しているところ。

農業集落排水の被害状況(平成23年5月18日時点)

全国計
402地区
約605億円



被害状況



液状化によりマンホールが隆起



液状化により管路が陥没

応急対応状況



仮設トイレを設置し応急対応を実施



マンホールに滞水した汚水をバキューム車でくみ取り応急対応を実施

(表1) 農業集落排水施設に係る各県別の被災状況

県	地区数		被害額 (百万円)	被災人口 (千人)	対応済人口 (千人)	備 考
	全地区	被災地区				
青森県	122	2	14	4.8	4.8	全地区仮復旧済
岩手県	116	41	1,002	34.5	34.5	全地区仮復旧済
宮城県	96	94	26,877	59.9	54.3	
秋田県	187	10	17	5.8	5.8	全地区仮復旧済
山形県	151	1	1	0.4	0.4	全地区仮復旧済
福島県	204	111	22,289	72.1	66.9	
茨城県	211	102	7,587	73.7	73.7	全地区仮復旧済
栃木県	123	16	110	11.7	11.7	全地区仮復旧済
千葉県	72	15	1,552	11.2	11.2	全地区仮復旧済
長野県	344	3	240	0.3	0.3	全地区仮復旧済
新潟県	287	7	866	2.4	2.4	全地区仮復旧済
計	1,913	402	60,555	276.7	266.0	

(表2) 農業集落排水施設の仮復旧状況

区 分	地区数 注1)	人口 注1)
被災地区数	402地区	276,740
仮復旧済み	379地区	265,985
未対応	11地区	5,563
一部通水可	1地区	733
宮城県	1地区	733
通水不可	10地区	4,830
宮城県 注3)	9地区	4,830
茨城県 注4)	1地区	未供用
原発近傍のため被災地への進入不可	12地区	5,192

注1) 被災地区数、被災人口は、5月18日時点

注2) 被災11県における農業集落排水施設は、1,913地区(接続人口1,068千人)

注3) 宮城県の通水不可9地区は、津波による被害が甚大で、住民がすべて避難している地区であり、集落移転等もふまえ、今後計画自体を見直す必要がある。

注4) 茨城県の通水不可地区は、施設の完成直後であり、まだ一般に供用されていないもの。

農業集落排水施設災害復旧事業の概要

既存制度（災害復旧関連農村生活関連施設復旧事業）

<事業内容等>

- 農地又は農業用施設について農林水産行施設災害復旧事業が行われる場合に、同一の災害により被災を受けた農村生活環境施設を原形に復旧するもの。
- ① 受益戸数が2戸以上。
- ② 工事費が200万円以上。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 維持工事とみるべきもの
 - ・ 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因するもの
 - ・ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因するもの
 - ・ 本事業以外の事業施行中に生じた災害によるもの

<補助率>

激甚地震災害に係るもので、農業集落排水施設の災害復旧事業費が市町村の標準税収入の10%以上にあつては、80/100
通常は、50/100

拡充（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）

<制度の概要>

- 特定被災地方公共団体※が下記対象施設を復旧する際の国庫補助率に特別規定を設けました。

・ 高率補助の対象となる施設
集落排水施設、街路、改良住宅、上水道、簡易水道、工業用水道、一般廃棄物処理施設、交通安全施設

※ 東日本大震災による被害を受けた、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びにこれらの県内で被害が大きいと認められた市町村

- 標準税収入に対する上記対象施設毎の復旧事業費の総額が、
20%（40%）までの部分については、補助率 8/10
20%（40%）を超える部分については、補助率 9/10
 となります。（ ）内は県の場合

補助率は、8/10以上9/10未満

